

# 支給基準及び同意書の在り方について

# 支給基準及び同意書の在り方について

## 【議論の経緯】

- あん摩・マッサージ・指圧及びはり、きゅうに係る療養費の支給基準（支給対象）については、いわゆる留意事項等通知や疑義解釈資料により示しており、それに該当するかどうかを医師の発行する同意書により確認することとされている。
- 令和8年度療養費料金改定に係る議論において、療養費の支給を決定する保険者からは、支給基準への該当性を判断するために必要であるものとして、様式に医師の所見欄等を追加する等の提案があった。
- これに対し、施術者側からは、現在の同意書の様式は現行の支給基準への該当性の判断のために十分であるとして、記載を追加することによる医師の負担増となること等に対する懸念が表明された。
- また、議論の途上においては、現在の支給基準の文言の妥当性自体に疑義が生じていることや、解釈に幅が生じていることについても言及があった。

## 【対応の方向性】

- あん摩・マッサージ・指圧及びはり、きゅうに係る療養費の支給基準については、昭和40年代に発出されたものを基礎として示されているところであるが、その明確化や見直しを検討するためには、関係者による丁寧な議論が必要であると考えられる。
- また、同意書は、支給基準への該当性を判断するための重要な文書であることから、その記載内容は支給基準と密接に関わってくるものであり、支給基準に係る議論と併せて検討されることが必要である。
- このため、今後、支給基準の在り方及びそれを確認するために資する同意書の在り方について議論していくこととする。
- 他方で、医師が同意書を発行する際には、同意書交付の留意点（現行の同意書の裏面に記載）を踏まえていただくことが重要であるということ言うまでもないことから、令和8年度料金改定においては、同意書の様式に「同意書交付の留意点（裏面）を確認した旨」をチェックする欄を追加するとともに、裏面の記載内容についても、改定の内容等を踏まえ一部見直すこととする。

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について  
(平成16年10月1日 保医発1001002号 最終改正；令和7年12月3日 保医発1203第2号)

【はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】	【マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】
<p>第2章 療養費の支給対象</p> <p>1 療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものであり、主として神経痛・リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病(頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患)に限り支給の対象とすること。</p> <p>2 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適切な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないこと。</p> <p>3 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症以外の疾病による同意書又は慢性的な疼痛を主症とする6疾病以外の類症疾患について診断書が提出された場合は、記載内容等から医師による適切な治療手段のないものであるか支給要件を個別に判断し、支給の適否を決定する必要があること。</p> <p>4 支給の対象となる疾病は慢性病であるが、これら疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものであること。</p>	<p>第2章 療養費の支給対象</p> <p>療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされるものであること。</p>

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

【はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】	【マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】
<p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病名・症状（主訴を含む）、発病年月日、診察区分及び診察日の明記され、保険者において療養費の施術対象の適否の判断が出来る診断書は、医師の同意書に代えて差し支えないこと。</li> <li>2 同意書に代える診断書は、療養費払の施術の対象の適否に関する直接的な記述がなくても、保険者において当該適否の判断が出来る診断書であれば足りること</li> <li>3 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第5章1又は第6章1の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。</li> <li>4 一の同意書、診断書により支給可能な期間を超えて更に施術を受ける場合は、当該期間を超えた療養費支給申請については、医師の同意書を添付すること。なお、当該同意による一の同意書、診断書により支給可能な期間内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。</li> <li>5 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおりとしたこと。</li> <li>6 同意書は、医師の医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行の趣旨を勘案し判断を行うこと。なお、保険者が同意医師に対し行う照会等は、必要に応じて行われるべきものであること。</li> </ol>	<p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病名・症状（主訴を含む）、発病年月日、診察区分、診察日及び歩行等の状態の明記され、保険者において療養費の施術対象の適否の判断が出来る診断書は、医師の同意書に代えて差し支えないこと。</li> <li>2 同意書に代える診断書は、療養費払の施術の対象の適否に関する直接的な記述がなくても、保険者において当該適否の判断が出来る診断書であれば足りること。</li> <li>3 脱臼又は骨折に施術するマッサージについては、医師の同意書により取り扱うこと。</li> <li>4 変形徒手矯正術については、医師の同意書により取り扱うこと。</li> <li>5 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第4章1又は第5章1の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。</li> <li>6 一の同意書、診断書により支給可能な期間を超えて更に施術を受ける場合は、当該期間を超えた療養費支給申請については、医師の同意書を添付すること。なお、当該同意による一の同意書、診断書により支給可能な期間内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。</li> <li>7 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおりとしたこと。</li> </ol>

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

【はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】	【マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等】
<p>7 同意又は再同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とすること。</p> <p>8 医師の同意又は再同意は、医師の診察を受けたものでなければならないこと。医師が診察を行わずに同意を行う、いわゆる無診察同意が行われないよう徹底されるべきものであること。</p> <p>9 医師と施術者との連携が図られるよう、医師の再同意に当たっては、医師が、施術者の作成した施術報告書により施術の内容や患者の状態等を確認するとともに、直近の診察に基づき同意をするべきものであること。また、施術に当たって注意すべき事項等がある場合には、同意書等により医師から施術者に連絡されるべきものであること。          なお、医師が、施術報告書の提供を受けていない場合であっても、施術に当たって注意すべき事項等がある場合には、同意書等により医師から施術者に連絡されるべきものであること。</p> <p>10 はり、きゅうの施術に係る診断書の交付を患者から医師が求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたいこと。</p>	<p>8 同意書は、医師の医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行の趣旨を勘案し判断を行うこと。なお、保険者が同意医師に対し行う照会等は、必要に応じて行われるべきものであること。</p> <p>9 同意又は再同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とすること。</p> <p>10 医師の同意又は再同意は、医師の診察を受けたものでなければならないこと。医師が診察を行わずに同意を行う、いわゆる無診察同意が行われないよう徹底されるべきものであること。</p> <p>11 医師と施術者との連携が図られるよう、医師の再同意に当たっては、医師が、施術者の作成した施術報告書により施術の内容や患者の状態等を確認するとともに、直近の診察に基づき同意をするべきものであること。また、施術に当たって注意すべき事項等がある場合には、同意書等により医師から施術者に連絡されるべきものであること。          なお、医師が、施術報告書の提供を受けていない場合であっても、施術に当たって注意すべき事項等がある場合には、同意書等により医師から施術者に連絡されるべきものであること。</p> <p>12 あんま・マッサージの施術に係る診断書の交付を患者から医師が求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたいこと。</p>

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について  
(平成24年2月13日、平成28年10月19日、平成30年10月1日 医療課事務連絡)

【鍼灸に係る療養費関係】	【マッサージに係る療養費関係】
<p>(問1) 鍼灸の施術に係る療養費の支給対象はどのようなものか。 (答) 療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものとされており、主として神経痛、リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうの疾病(頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患)に限り支給の対象とされている。(「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知 以下「留意事項通知」という。)別添1第2章の1)</p> <p>(問2) 初診の診察のみで発行された6疾病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症)の同意書の場合、療養費の支給対象としてよいか。 (答) 6疾病については、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適当な手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えない。(留意事項通知別添1第2章の2)</p> <p>(問3) 6疾病以外の病名の同意書又は診断書が提出された場合、どのような病名が療養費の支給対象となるのか。 (答) 6疾病以外の病名であっても、慢性的な(必ずしも慢性期に至らない場合もある。以下同じ。)疼痛を主症とする疾患であれば療養費の支給対象としても差し支えないが、症状(主訴を含む。)の記載内容等から医師による適当な治療手段のないものかを判断し、支給すべきである。(留意事項通知別添1第2章の3)</p>	<p>(問1) マッサージの施術に係る療養費の支給対象はどのようなものか。 (答) 療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされており、脱臼や骨折はもとより、脳出血による片麻痺、神経麻痺、神経痛などの症例に対しても医師の同意により必要性が認められる場合は療養費の支給対象となる。(「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知 以下「留意事項通知」という。)別添2第2章)</p> <p>(問2) (略)</p> <p>(問3) マッサージの施術において、傷病名で療養費の支給の可否が判断されることがあるか。 (答) マッサージの施術については、療養費の支給対象となる傷病名を限定していないため、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする医師の指示または同意により判断されるものである。(留意事項通知別添2第2章)</p>

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

- はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について  
 (平成29年2月28日、平成30年10月1日 医療課事務連絡)

【鍼灸に係る療養費関係】	【マッサージに係る療養費関係】
<p>(問8) 保険者が同意医師に対して行う照会等について、6疾病（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症）に対するものと6疾病以外の疾病に対するものとで、その取扱いに違いはあるか。</p> <p>(答) 6疾病以外の疾病については、保険医より同意書の交付を受けて行われた施術であっても、同意書の記載内容等から、保険者が改めて慢性的な疼痛を主症とするものかどうか、医師による適切な治療手段のないものであるかどうかといった支給要件を個別に判断し、支給の適否を決定することとされている。</p> <p>一方、6疾病については、その傷病名から慢性的な疼痛を主症とすることが明らかであり、かつ施術による効果が期待できる疾病であることから、保険医より同意書の交付を受けて行われた施術であれば、医師による適切な治療手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えないこととされている。</p> <p>なお、6疾病以外の疾病・6疾病ともに、治療の先行（一定期間の治療の有無）については、要件とされていないところである。</p> <p>6疾病に対するものと6疾病以外に対するものとは、上記のとおりその取扱いに違いがあるため、審査上の必要があつて照会等を行う場合には、当該同意書発行の趣旨を踏まえ、適切な照会等の内容とするよう配慮されたい。再同意があつた場合も同様である。</p> <p>また、鍼灸の施術に係る医師の同意は、鍼灸の施術の適否や必要性について同意するものではないことに留意し、その趣旨を逸脱した照会等の内容とならないよう努められたい。（留意事項通知別添1第2章の1、第2章の2、第2章の3、第3章の5、第3章の6、別紙1）</p>	

## 各種通知等の支給対象・同意書に関する記載

○はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

(平成30年10月1日 医療課事務連絡)

【鍼灸に係る療養費関係】	【マッサージに係る療養費関係】
<p>(問17) 6 疾病以外の療養費の審査の基準はどのようなものか。                      (答) 保険医の同意は、鍼灸の施術の適否について同意するものではないため、保険者においては、医師の同意書発行の趣旨を踏まえ、「6 疾病と同一範ちゅうと認められる疾病であるか」、「慢性的な(必ずしも慢性期に至らない場合もある。)疼痛を主症とする疾患であるか」が判断できない場合に医師に対して照会等を行うことが適切であると考えられる。(留意事項通知別添1 第2章の1、第2章の3、第3章の6)</p>	<p>(問4) 施術者の施術への保険医の同意とは、どのようなものか。                      (答) 医療上のマッサージは、保険医療機関において行われた場合、療養の給付として行われ、また、保険医の同意の下に施術者が施術を行った場合は、療養費の支給対象とされている。保険医の同意は、患者の適応症が療養費の支給対象の要件に該当するものとして施術に同意するものである。</p> <p>(問5) 療養費の支給対象はどのようなものか。                      (答) 療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく、筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例であり、例えば、筋麻痺、片麻痺に代表されるような麻痺の緩解措置としての医療マッサージ、あるいは、関節拘縮や筋萎縮が起こり、その制限されている関節可動域の拡大を促し症状の改善を図る変形の矯正を目的とした医療マッサージ(変形徒手矯正術)などが支給対象となる。また、脳出血による片麻痺、神経麻痺、神経痛などの症例に対しても医師の同意により必要性が認められる場合は療養費の支給対象となる。ただし、単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は療養費の支給対象とはならない。(留意事項通知別添2 第2章)</p> <p>(問6) 変形徒手矯正術が療養費の支給対象とされた経緯は、どのようなものか。                      (答) 変形徒手矯正術は、当初、保険医療機関において、四肢の6大関節のように日常生活上重要な運動機能を営む大関節につき、変形、拘縮があり、整形外科的に専門の複雑な矯正手技を行った場合などに算定されており、療養費の支給対象外の取扱いとされてきたが、昭和47年3月1日から、医師の同意書の発行を受けて行った場合に療養費の支給対象とされたものである。(留意事項通知別添2 第3章の4、第4章の5)</p>

# あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入(一部抜粋)

(平成30年4月23日 医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会取りまとめ)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費(以下「あはき療養費」という。)への受領委任制度の導入に当たり、以下の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入に取り組む。

## I 不正対策

### 2. 医師の同意・再同意

- あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費は、筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされている。
- また、はり、きゅうの施術に係る療養費は、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症の6疾病、及び6疾病以外の疾病であって慢性的な疼痛を主症とし医師による適当な治療手段のないものが支給対象とされている。  
具体的には、6疾病については医師の同意を受けて施術を受けた場合は療養費の支給対象として差し支えないとされているとともに、6疾病以外の慢性的な疼痛を主症とする疾病については、医師による適当な治療手段のないものであるかを個別に判断し支給の適否を決定することとされている。
- このように支給対象に当たるかどうかについては、留意事項通知等で示されているが、留意事項通知等に基づき、これらの支給対象に当たるかどうかを保険者が判断するため、医師の同意・再同意は重要である。
- また、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術の対象者は高齢者が多く、地域において医師とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が連携を図っていくことが重要である。
- このため、医師の同意・再同意のあり方を、次のとおり見直す。

#### (1) 医師の同意書の様式

- ・ 保険者が、施術が支給対象に当たるかどうかを判断することに資するため、医師の同意書の様式を次のとおり見直す(別紙様式2・略)。

#### (あん摩マッサージ指圧療養費用)

- ・ 患者の住所・氏名・生年月日
- ・ 傷病名
- ・ 発病年月日
- ・ 初回の同意か・再同意かの区分(新規)
- ・ 診察日(新規)
- ・ 症状(見直し)

従前は、筋麻痺か、関節拘縮か、その他(具体的に記載)かのみであったが、施術の種類と施術部位の根拠の確認のため、筋麻痺又は関節拘縮のある部位についても○をつけることを求めることとするとともに、筋麻痺又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合にはその他欄に記載を求めることとする。

# あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入(一部抜粋)

- ・ 施術の種類と施術部位
- ・ 往療の要否
- ・ 往療を必要とする理由(新規)
  - 独歩による公共交通機関を使つての外出の可否、外出歩行が可の場合は認知症など通所して施術を受けることが困難な理由を記載するとともに、要介護度が分かる場合は要介護度を記載する。
- ・ 注意事項等(新規・任意)
  - 施術に当たって注意すべき事項等があれば、任意に記載。

## (はり・きゅう療養費用)

- ・ 患者の住所・氏名・生年月日
- ・ 病名(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他(具体的に記載))
- ・ 発病年月日
- ・ 初回の同意か・再同意かの区分(新規)
- ・ 診察日(新規)
- ・ 注意事項等(新規・任意)
  - 施術に当たって注意すべき事項等があれば、任意に記載。

## (2)同意を行う医師

- ・ 同意・再同意を求める医師は、緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師とする。
- ・ 医師の同意・再同意は、医師の診察を受けたものでなければならないこととする。医師が診察を行わずに同意を行う、いわゆる無診察同意が行われぬよう徹底する。
- ・ これらのため、同意書の様式(別紙様式2)に、「保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。」旨を追記する。
- ・ 上述のとおり、保険者が、施術が支給対象に当たるかどうかを判断するため、医師の同意・再同意は重要であり、また、施術を必要とする患者が、適切に施術を受けられるようにすることが重要である。
  - このため、厚生労働省は、通知等により、同意書を書く医師に対して、上記とともに、同意書の必要性や意義、留意事項通知等で示されている同意書を書く上で留意すべき事項について整理し、理解の浸透を図ることとする。

## 【参考】過去に示されていた通知における記載

### はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

(昭和42年9月18日 保険発第32号 最終改正；平成8年5月24日 保発第64号  
→ 平成30年10月1日 保医発0524第3号(R6改定以前の点数表の改正通知)により廃止

はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の支給にあたっては、もとより保険者がその必要ありと認めたときに限り支給されるところであるが、その具体的取扱いは昭和42年10月1日から次のとおりとしたので、貴管下各保険者を指導するとともに関係方面に、この旨の周知をはかられたい。

#### 記

#### 1 施術同意書について

- (1) 療養費支給申請書に添付するはり、きゅう及びマッサージの施術に係る医師の同意書については、病名、症状(主訴を含む。)及び発病年月日の明記された診断書であって療養費払の施術の対象の適否の判断が出来るものに限り、これを当該同意書に代えて差し支えないものとする。ただし、脱臼又は骨折に施術するマッサージについては、なお従前のおり医師の同意書により取り扱うものとする。
- (2) 同意書又は診断書は、療養費支給申請のつどこれに添付することを原則とするものであるが、次に掲げる場合は、第2回目以降その添付を省略して差し支えないものとする。

#### ア はり及びきゅうの場合

同意書又は、診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内。なお、療養費は初療の日か3カ月を限度として支給するものであるから、3カ月をこえる期間が記載されていてもそのこえる期間は、療養費の支給はできないものであること。

#### イ マッサージの場合

同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内。ただし、この場合は、3カ月以内とし、3カ月をこえる場合は、改めて同意書又は診断書の添付を必要とするものであること。

#### 2 類症疾患について

はり及びきゅうに係る施術の療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものであり、主として神経痛、リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められるものに限り支給の対象とすること。

なお、類症疾患とは、頸腕症候群、五十肩及び腰痛症等の病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患をいう。

#### 3 往療について

はり及びきゅうに係る施術において治療上真に必要があると認められる場合に行う往療については認めて差し支えないこと。この場合において、往療料の算定にあたっては、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準(昭和41年9月28日保発第27号通知)の往療料の項に準ずるものとする。ただし同項の注3については、適用しないものとする。

### はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

(昭和46年4月1日 保険発第28号、平成9年12月1日 保険発第150号により一部改正)

→ 平成16年10月1日 保医発1001002号(現行の留意事項等通知)の発出に伴い廃止

標記については、昭和42年9月18日保発第32号をもって厚生省保険局長から都道府県知事あて通知されているところであるが、これが通知については、今後次の点をお含みのうえ取り扱われるよう関係者に対する周知徹底を図られたい。

#### 記

1. はり、きゅう及びマッサージの施術に係る医師の同意書又は診断書については記名押印にかえて当該医師の署名でも差し支えないこと。
2. はり及びきゅうに係る施術の治療費の支給対象となる疾病は通知でいう慢性病であるが、これ等の疾病については慢性期に至らないものであっても差し支えないものであること。
3. 通知でいう「医師による適当な治療手段のないもの」とは、保険医療機関における療養の給付を受けても所期の効果の得られなかったもの又は今まで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断された場合等をいうものであること。なお、通知に示された対象疾患について保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、本要件を満たしているものとして療養費の支給対象として差し支えないこと。同意書に代えて診断書が提出された場合には、記載内容等から本要件の適否を判断されたいこと。

(注;なお書きについては、平成9年改正前は、「なお、はり及びきゅうに係る施術と療養の給付との関係については従前のおりであること。」とされていた。)

4. マッサージの適応症は一律にその診断名によることなく筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とすると認められる症例については必要の限度において療養費の支給対象として差し支えないこと。

# 現行の同意書（表面）

## ○はり、きゅう療養費用

別添1（別紙1）

同 意 書 <small>（はり及びきゅう療養費用）</small>	
患 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
明・大・昭・平・令 年 月 日	
病 名	1. 神経痛
	2. リウマチ
	3. 頸腕症候群
	4. 五十肩
	5. 腰痛症
	6. 頸椎捻挫脱臼症
	7. その他（ ）
	※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。
発病年月日	昭・平・令 年 月 日
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 （○をつけて下さい）
診 察 日	令 和 年 月 日
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい（任意）
上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。	
令 和 年 月 日	
保 険 医 療 機 関 名	
所 在 地	
保 険 医 氏 名	
※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。（裏面参照） 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。	

## ○あん摩・マッサージ指圧療養費用

別添2（別紙1）

同 意 書 <small>（あん摩マッサージ指圧療養費用）</small>	
患 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
明・大・昭・平・令 年 月 日	
傷 病 名	
発病年月日	昭・平・令 年 月 日
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 （○をつけて下さい）
診 察 日	令 和 年 月 日
症 状	筋 麻 痺 筋 萎 縮 <small>（筋萎縮又は筋萎縮のある部位について、○をつけて下さい）</small> 軀 幹 ・ 右 上 肢 ・ 左 上 肢 ・ 右 下 肢 ・ 左 下 肢
	関 節 拘 縮 <small>（関節拘縮のある部位について、○をつけて下さい）</small> 右 肩 ・ 右 肘 ・ 右 手 首 ・ 右 腕 関 節 ・ 右 膝 ・ 右 足 首 その他 左 肩 ・ 左 肘 ・ 左 手 首 ・ 左 腕 関 節 ・ 左 膝 ・ 左 足 首 （ ）
	そ の 他 <small>（筋萎縮、筋萎縮又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合には記載下さい）</small>
施術の種類	マッサージ （ 軀 幹 右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢 ）
施術部位	変形徒手矯正術（ 右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢 ）
訪問又は 往 療	1. 必要とする 2. 必要としない 訪問又は往療を必要とする理由 介護保険の要介護度（ ）分かれ記載 下さい
	1. 独歩による公共交通機関を便するの外出が困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3. その他 （ ）
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい（任意）
上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上の マッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。	
令 和 年 月 日	
保 険 医 療 機 関 名	
所 在 地	
保 険 医 氏 名	
※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。（裏面参照） 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。	

## ○はり、きゅう療養費用

### 同意書の交付について

（裏面）

#### ○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（劇痛な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体例としては、ア 神経痛、リウマチ、頸椎症候群、五十肩、腰痛症、頸椎症性後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄1～6）イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が判断し、支給の可否が決定されます。（「病名」欄7）ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。  
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。

#### ○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 6 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 7 上記6の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 8 上記6の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。  
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補助的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

## ○あん摩・マッサージ指圧療養費用

### 同意書の交付について

（裏面）

#### ○同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩・マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 あん摩・マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージ又は変形徒手矯正術を必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩・マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。  
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩・マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位（部位が特定できる場合）を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩・マッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。

#### ○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、あん摩・マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合又は1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者があん摩・マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合（又はあん摩・マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。  
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補助的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。



# 同意書の改正案（裏面）

## ○はり、きゅう療養費用

### 同意書の交付について

(裏面)

#### ○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体例には、  
ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄1～6）  
イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄7）  
ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。**なお、オンライン診療での同意書の交付は認められません。**  
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項」欄に記載するようお願いいたします。

#### ○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 6 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 7 上記6の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 8 上記6の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。  
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされており、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

## ○あん摩・マッサージ指圧療養費用

### 同意書の交付について

(裏面)

#### ○同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージ又は変形徒手矯正術を必要とする症例です。
- 3 食院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、食院での治療が優先されるため、食院にて患者に医療上のマッサージ（リハビリテーションにおいて行う場合を含む）を行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。**なお、オンライン診療での同意書の交付は認められません。**  
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位（部位が特定できる場合）を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項」欄に記載するようお願いいたします。

#### ○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合又は1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合（又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。  
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされており、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。